



鳥取県公報

平成17年 9月27日(火)
号外第144号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	警備業法の一部改正に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	
	(8) (生活安全企画課)	1
	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則	
	(9) (地域課)	2

公安委員会規則

警備業法の一部改正に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年 9月27日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第8号

警備業法の一部改正に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部改正)

第1条 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則(昭和58年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第43条の規定に基づき、機械警備業に係る警備員、待機所及び車両その他の装備の適正な配置に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第11条の7の規定に基づき、機械警備業に係る警備員、待機所及び車両その他の装備の適正な配置に関する基準を定めるものとする。
(即応体制の整備の基準) 第2条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車	(即応体制の整備の基準) 第2条 法第11条の7の規定による警備員、待機所及

両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。ただし、機械警備業者からの申請に基づき、待機所を配置することが通常期待できない地域に警備業務対象施設が所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に警備員の派遣以外の方法によって自ら事実の確認等必要な措置を講ずることができる」と鳥取県公安委員会が認めた場合は、この限りでない。

び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。ただし、機械警備業者からの申請に基づき、待機所を配置することが通常期待できない地域に警備業務対象施設が所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に警備員の派遣以外の方法によって自ら事実の確認等必要な措置を講ずることができる」と鳥取県公安委員会が認めた場合は、この限りでない。

(警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部改正)

第2条 警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（平成15年鳥取県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、法第2条第3項に規定する警備業者及び同条第4項に規定する警備員（以下「警備業者等」という。）の護身用具の携帯の禁止及び制限について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第2条第3項に規定する警備業者及び同条第4項に規定する警備員（以下「警備業者等」という。）の護身用具の携帯の禁止及び制限について定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月27日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第9号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第2条関係) 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1 (第2条関係) 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県				鳥取県			
略				略			
倉吉警察署	北条駐在所	東伯郡北条町田井	東伯郡北条町のうち江北、国坂、田井、土下、米里、北条島、北尾、弓原、下神、松神及び曲	倉吉警察署	北条駐在所	東伯郡北条町田井	東伯郡北条町
	瀬戸駐在所	東伯郡北条町瀬戸	東伯郡北条町のうち西園、東園、六尾、瀬戸、原、大島、西穂波、穂波、亀谷、下種、上種、西高尾、東高尾及び岩坪		瀬戸駐在所	東伯郡大栄町大字瀬戸	東伯郡大栄町のうち大字西園、大字東園、大字六尾、大字瀬戸、大字原、大字島、大字西穂波、大字穂波、大字亀谷、大字下種、大字上種、大字西高尾、大字東高尾及び大字岩坪
	由良宿駐在所	東伯郡北条町由良宿	東伯郡北条町のうち由良宿、妻波及び大谷		由良宿駐在所	東伯郡大栄町大字由良宿	東伯郡大栄町のうち大字由良宿、大字妻波及び大字大谷
略				略			

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

